

第10回教育委員会定例会 案件表

日 付

令和2年5月22日(金)

議 題

1 陳 情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

2 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

3 報 告

(1) 教育長報告

令和2年第一回練馬区議会臨時会予算特別委員会における質問項目について (資料1)

令和2年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

(資料2)

その他

令和2年5月22日
教育委員会事務局

令和2年度第一回練馬区議会臨時会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日時 令和2年5月6日（水） 午後1時12分～午後3時52分
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨
※令和2年度補正予算（第1号）は新型コロナウイルスに関連し、国の緊急経済対策のほか、区独自の緊急対策に要する経費を計上。

教育に関する 質問内容	学校臨時休業における対応に関すること
	<ol style="list-style-type: none"> 1) タブレットパソコン配備における現在の状況について 2) ICT機器導入における今後の計画および現在の状況について 3) タブレットパソコン配備における緊急対策について 4) 各校に導入されるビデオカメラやウェブカメラ等の数量について 5) ICT機器の活用に伴うネット環境やPCスキルのサポートについて 6) 今後の授業時間の適切な確保に向けた考えについて 7) 学校臨時休業に伴う心のケアについて
保育に関する 質問内容	就学援助を受ける世帯への支援に関すること
	<ol style="list-style-type: none"> 8) 就学援助対象家庭へのひとり親家庭臨時特別給付金の支給および食費の補助について 9) 生活困窮世帯に対する給食を含めた援助について 10) 学校施設を活用した居場所提供に伴う昼食提供の実施について
	子育て関連施設職員等に対する支援に関すること
	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保育士・幼稚園教諭、学童クラブ、障害者、高齢者福祉施設従事者への手当の創設について 2) マスク、アルコール等衛生用品の継続的な供給について

令和 2 年 5 月 22 日
 こども家庭部子育て支援課
 こども家庭部練馬子ども
 家庭支援センター

令和 2 年第二回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

令和 2 年 6 月 1 日から開催予定の令和 2 年第二回練馬区議会定例会に、こども家庭部が所管する事業にかかる以下の議案について、区長へ提出を依頼する。

No.	所管課	件 名 お よ び 内 容 説 明	施行日
1	子育て支援課	<p>練馬区立児童館条例の一部を改正する条例</p> <p>練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕のリーディングプロジェクトに位置付けられている「北保健相談所の移転と周辺施設の集約」の実施にあたり、練馬区立春日町児童館を移転するため、所要の改正を行う。</p> <p><変更内容> 別表の練馬区立春日町児童館の名称および位置を「練馬区立北町はるのひ児童館」および「東京都練馬区北町六丁目35番7号」に改める。</p>	令和 3 年 4 月 1 日
2	子育て支援課	<p>練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例</p> <p>(1) 練馬区立春日町児童館学童クラブの移転に伴い、名称および位置について、所要の改正を行う。 (2) ねりっこクラブの実施に伴い、練馬区立北大泉地区区民館学童クラブを廃止するため、所要の改正を行う。 (3) ねりっこクラブの実施に伴い、練馬区立練馬第二小学童クラブ、練馬区立旭町小学童クラブ、練馬区立開進第一小学童クラブ、練馬区立大泉第六小学童クラブ、練馬区立練馬東小学童クラブ、練馬区立開進第四小学童クラブ、練馬区立開進第四小第二学童クラブ、練馬区立開進第二小学童クラブを廃止するため、所要の改正を行う。 (4) 練馬区立大泉東小学童クラブ、練馬区立大泉東小第二学童クラブ、練馬区立北町小学童クラブ、練馬区立豊玉第二小学童クラブの保育および指導時間を延長するため、所要の改正を行う。</p> <p><変更内容> (1) 別表第 1 の練馬区立春日町児童館学童クラブの名称および位置を「練馬区立北町はるのひ児童館学童クラブ」および「東京都練馬区北町六丁目35番7号」に改める。 (2) 別表第 1 から練馬区立北大泉地区区民館学童クラブ、練馬区立練馬第二小学童クラブ、練馬区立旭町小学童クラブ、練馬区立開進第一小学童クラブ、練馬区立大泉第六小学童クラブ、練馬区立練馬東小学童クラブ、練馬区立開進第四小学童クラブ、練馬区立開進第四小第二学童クラブ、練馬区立開進第二小学童クラブを削る。 (3) 別表第 2 に練馬区立大泉東小学童クラブ、練馬区立大泉東小第二学童クラブ、練馬区立北町小学童クラブ、練馬区立豊玉第二小学童クラブを加え、同表から練馬区立練馬第二小学童クラブ、練馬区立旭町小学童クラブ、練馬区立開進第一小学童クラブ、練馬区立大泉第六小学童クラブ、練馬区立練馬東小学童クラブ、練馬区立開進第四小学童クラブ、練馬区立開進第四小第二学童クラブ、練馬区立開進第二小学童クラブを削る。</p>	令和 3 年 4 月 1 日

3	子育て支援課	<p>練馬区ねりっこクラブ条例の一部を改正する条例</p> <p>(1) ねりっこクラブの実施場所として、令和3年度実施予定の開進第一小ねりっこクラブ、開進第二小ねりっこクラブ、開進第四小ねりっこクラブ、練馬第二小ねりっこクラブ、練馬東小ねりっこクラブ、旭町小ねりっこクラブ、下石神井小ねりっこクラブ、大泉第一小ねりっこクラブ、大泉第六小ねりっこクラブ、大泉南小ねりっこクラブの名称を追加するため、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 令和3年度実施予定である、「ねりっこプラス」の事業開始に向けて、所要の改正を行う。</p> <p><変更内容></p> <p>(1) 別表第1に令和3年度実施予定の開進第一小ねりっこクラブ、開進第二小ねりっこクラブ、開進第四小ねりっこクラブ、練馬第二小ねりっこクラブ、練馬東小ねりっこクラブ、旭町小ねりっこクラブ、下石神井小ねりっこクラブ、大泉第一小ねりっこクラブ、大泉第六小ねりっこクラブ、大泉南小ねりっこクラブの名称および実施場所を加える。</p> <p>また、別表第2に令和3年度実施予定の開進第一小ねりっこクラブ、開進第二小ねりっこクラブ、開進第四小ねりっこクラブ、練馬第二小ねりっこクラブ、練馬東小ねりっこクラブ、旭町小ねりっこクラブ、下石神井小ねりっこクラブ、大泉第一小ねりっこクラブ、大泉第六小ねりっこクラブ、大泉南小ねりっこクラブの名称を加える。</p> <p>(2) 条例第3条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第13条について、「ねりっこプラス」の事業を実施するための条文を加える。</p>	令和3年 4月1日
4	子育て支援課	<p>練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p><変更内容></p> <p>第11条第3項について、「放課後児童支援員は…都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」を「放課後児童支援員は…都道府県知事または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。」に改める。</p>	公布の日
5	練馬子ども家庭支援センター	<p>練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例</p> <p>令和2年7月に練馬区立練馬子ども家庭支援センターは、豊玉北五丁目にある3階建の民間ビルの1階と2階の半分に移転する。これを踏まえ、練馬区立練馬子ども家庭支援センターの位置を改める。</p> <p><変更内容></p> <p>第2条について、練馬区立練馬子ども家庭支援センターの位置を「東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号」から「東京都練馬区豊玉北五丁目28番3号」に変更する。</p>	令和2年 7月13日